

不登校児童生徒を支援する民間施設等についてのガイドライン

塩尻市教育委員会

はじめに

不登校児童生徒の中には、民間施設等において相談・指導を受け、社会的な自立に向けて努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するために、我が国の義務教育制度を前提としつつ、文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日 元文科初698号）を踏まえ、塩尻市では一定の要件を満たす場合に、これらの施設等において相談・指導を受けた日数を「指導要録上の出席扱い」とすることができることとする。

なお、校長が総合的に上記判断を行う際の目安を示すものとして、このガイドラインを設けるものとする。

1 基本的な考え

不登校児童生徒が民間施設等において相談・指導を受けたとき、校長は本人の状況や保護者の希望を勘案し、下記に示す要件を満たすとともに、これらの相談・指導が当該児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、自立を助けるうえで有効かつ適切であると判断できる場合は、市教育委員会と相談して、これらの施設等において相談・指導を受けた日数のうち、校長が認める日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

また、当該児童生徒が学習した内容が教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入することができることとする。ただし、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することを求められるのではなく、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載が求められるものであることとする。

2 出席扱いの要件

（1）実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関して深い理解と知識または経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

（2）事業運営のあり方と透明性の担保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額、年額等）入寮費（月額、年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供されていること。
- ③ 当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであること。また、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。

（3）相談・指導のあり方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かな相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ③ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等の情報提供がなされていること。
- ④ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

(4) 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあたっては、心理学や精神医学等、それを行うのにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生徒指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うのにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。

(5) 施設・設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舍をはじめ児童生徒が安全で健康な生活を営むために必要な施設・設備を有していること。

(6) 学校、市教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家族を支援するために必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係が保たれていること。

(7) 家庭との関係について

施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。特に宿泊による施設にあつては、当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対して面会や退所の自由が確保されていること。

3 指導要録への記載について

長野県教育委員会「児童生徒指導要録記入の手引き（小・中学校）」を踏まえ、校長が出席扱いとした日数については、指導要録では、出席日数の内数として記入する。民間施設等において相談・指導を受けている場合は、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が利用した民間施設名等の事由を、出欠の記録の備考欄ではなく「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入する。